

常総市監査委員告示第6号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成23年1月26日に提出された常総市職員措置請求の監査結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

平成23年3月23日

常総市監査委員 北村 栄子

常総市監査委員 岡野 政美

常総市職員措置請求の監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

職業 (省略)

2 請求書の提出

請求書は、平成23年1月26日に提出され、同日受け付けた。

3 措置請求の要旨

常総市は、平成22年4月2日に団体A及び社団法人Bと三者協定「常総市市民討議会2010の実施に関する協定」を締結した。この協定書に基づいて、常総市が110,668円、団体Aが110,666円の負担金を支払っている。

一方、常総市は、平成22年4月1日に団体Aと「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結し、同事業を委託した。この契約書に基づいて、団体Aは、常総市に対して、同年8月6日付けで、市民討議会費用の110,666円を含めた440,967円の7月分の委託料を請求し、同年9月15日に、常総市は団体Aに同額を支出している。

この常総市が団体Aに対して支出した市民討議会費用の110,666円は、協定書に定める団体Aが負担すべき負担金であり、常総市は二重に市民討議会費用を負担している。

したがって、常総市は、団体Aに対し、この違法行為により負担させられた110,666円と、これに対する年5分の利息分の返還を請求するよう求める。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

「市民コミュニティ支援事業委託契約」に基づいて、団体Aは、常総市に対して、同年8月6日付けで、市民討議会費用の110,666円を含めた440,967円の7月分の委託料を請求し、同年9月15日に、常総市は、団体Aに同額を支出している。

この常総市が団体Aに対して支出した市民討議会費用は、協定書に定める団体Aが負担すべき負担金であり、常総市は二重に市民討議会費用を負担していることから、団体Aに対して支出した市民討議会費用及びこれに対する年5分の利息分の返還を、常総市は、団体Aに対して請求すべきか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年2

月 14 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、同日請求人から本件に係わる新たな証拠 4 件が提出された。

3 監査対象部課

総務部総務課

市民生活部市民協働課

産業労働部商工観光課

会計課

4 監査の方法

監査に当たっては、対象部課及びその他関係する課から提出された関係書類の調査を行うとともに、平成 23 年 2 月 14 日に市民生活部長、市民協働課長、市民協働課職員 3 人から関係職員調査を行った。

5 監査の期間

平成 23 年 1 月 31 日から平成 23 年 3 月 23 日まで

第 3 事実関係の確認

関係書類調査及び関係職員調査により確認した事項は、次のとおりである。

1 「市民コミュニティ支援事業」について

「市民コミュニティ支援事業」は、国の緊急雇用対策による「ふるさと雇用再生特別基金」の補助事業であり、市民協働のまちづくりの推進を目的とした平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 ヶ年継続事業である。

平成 21 年度の事業として、平成 21 年 5 月 1 日、常総市長と団体 A は「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結している。

また、平成 22 年度の事業として、平成 22 年 4 月 1 日、常総市長と団体 A は「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結している。

この委託契約の第 9 条第 1 項において、「団体 A は、委託事業を実施した当該月に係る委託事業の業務に要した諸経費及び新規雇用者の給料に相当する額を当該月の翌月 5 日までに常総市に請求するものとする。この場合において、当該月の翌月 5 日が常総市の休業日である場合は、その翌日以降直近の常総市の業務日までに請求するものとする。」と定められており、同条第 2 項において、「常総市は、前項の規定による請求を受けたときは、請求に係る委託事業の実施を確認し、速やかにこれを団体 A に支払うものとする。」と定められている。

さらに、市民コミュニティ支援事業仕様書には、「1 市民コミュニティ支援事業で行う業務は、次のとおりとする。((1) 省略) (2) 市民討議会の開催 市民の意見を市政に反映する市民協働のまちづくり推進に向けて、市民の参画機会を創出するため討議会を実施する。((3), (4), 2 省略) 3 事業費及び人件費の項目 2 事業費 市民討議会の金額 120,000 円 (360,000 円×1/3)」と定

められている。

2 「常総市市民討議会2010の実施に関する協定」について

平成22年4月2日に、社団法人Bと団体A及び常総市は、「常総市市民討議会2010の実施に関する協定」を締結し、同年10月16日に「常総市市民討議会2010」は実施された。

3 「市民コミュニティ支援事業委託契約」に基づく委託料について

市民討議会(110,666円)を含んだ平成22年7月分の市民コミュニティ支援事業委託料(440,967円)については、平成22年8月6日付で団体Aより常総市に請求書が提出され、同年9月15日に常総市より団体Aに対して同額が支払われている。

4 市民コミュニティ支援事業委託料の精査について

常総市は事業の精査を実施し、平成23年2月10日付けで、団体Aに対し、「平成21年度市民コミュニティ事業における委託料過払い金の返還について」及び「平成22年度市民コミュニティ事業における委託料過払い金の返納について」の文書を送付し、過払い金の返納を請求した。団体Aは、同年2月21日に、平成21年度分の過払い金請求額と同額の179,123円と平成22年度分の過払い金請求額と同額の135,531円を常総市に納入した。

なお、団体Aより返納された「平成22年度市民コミュニティ事業における委託料過払い金」の135,531円には、平成22年度市民討議会負担金の110,666円が含まれている。

第4 監査の結果

監査した結果、本請求については、下記のとおり理由がないものと認めるので、棄却する。

棄却の理由

常総市が団体Aに対して支出した平成22年度市民討議会費用の110,666円が、平成23年2月21日に常総市に返納されたことにより、本請求の監査対象事項である事実がなくなると判断する。

また、「市民コミュニティ支援事業委託契約書」においては、委託料の返還に係わる利息分についての条項が明記されていない。

以上のことから、常総市が、団体Aに対して支出した市民討議会費用に対する年5分の利息分の返還を、団体Aに対して請求することは妥当でないと解される。